

介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い

1 対象

- (1) 刈谷市の被保険者が受けた介護保険指定事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービス
- (2) 刈谷市内に所在する事業者が行う介護保険適用サービス

2 報告を要する事故等

以下の事故については、原因の如何にかかわらず、全て刈谷市に報告する。

報告事項区分		報告内容説明
(1)	サービス提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none">・ケガの程度は外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む）を受けた場合とする。事業者側の過失の有無を問わない。・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。・「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告をするものとする。
(2)	食中毒及び感染症の発生	以下のいずれかに当てはまる場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生动向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
(3)	職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生	<ul style="list-style-type: none">・利用者の処遇に影響があるものとする。 <p>（例：利用者からの預かり金の横領、虐待及び不適切な行為等）</p>

(4)	その他、報告が必要と認められる事故の発生	上記(1)～(3)に該当しないケース (例1：利用者等の保有する財産を滅失させた等) (例2：サービス利用中に体調が著しく不良となり緊急搬送をした等) (例3：サービス提供による利用者の異食・誤嚥) (例4：利用者の敷地外への離脱、行方不明、徘徊等)
-----	----------------------	---

3 報告方法

- (1) 事業所は事故発生後、5日以内に第一報を電子メールで報告する。
- (2) 第一報を報告後、進展があった場合は、順次刈谷市へ報告する。
- (3) 電子メールの件名を「【第〇報】刈谷市事故等報告書(事業所名)」とする。
 なお、第〇報が最終報告である場合は、【第〇報】を【最終報告】とすること。
- (4) 様式は、別添「刈谷市事故等報告書(介護)」を標準とする。

※損害賠償の発生の有無について必ず記入すること。

4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告する。

- (1) 被保険者の属する保険者(市町村)
- (2) 事業所が所在する保険者(市町村)

刈谷市役所 福祉健康部 長寿課 介護保険企画係

電子メール choujyu@city.kariya.lg.jp

電 話 0566-62-1013